## 役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人多々良福祉会の役員及び評議員、評議員選任・解任 委員(以下「委員」という。) の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の総額)

第3条 評議員の各年度の報酬総額は定款第8条に記載する額とし、理事については200,000円、また監事については200,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支払い方法)

- 第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する法人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬は、出席した理事会又は監事監査、評議員会に出席の都度、その日に支 給する。

(会議出席報酬等)

- 第5条 理事が理事会または、議案説明の為、評議員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。 なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないも
  - なお、同日にめわせ (付なつに依人の業務については、報酬は文払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないものとする。
- 3 委員が委員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は別紙1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行なった場合は、本条次項の報酬は支払わないものとする。
- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検 査の立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1の 報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員、委員が法人業務のため出張する場合は別表2により支払 うことができる。

# 第2号議案資料

(適用除外)

第9条 施設職員を兼務する者については、この規程を適用しない。

但し、止むを得ず法人の施設外で行なう会議等については別表1により支給 することができる。

グループ企業である 医療法人原土井病院、学校法人原学園、および株式会 社ホームケアサービスの役職員はこの規程は適用しない。 但し、止むを得ずグループ企業の施設以外で行なう場合は別表1により支給

(改正)

第10条 本規定を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経て評議員会 の承認を得なければならない。

### 別紙1 (評議員の報酬)

することができる。

日額

名 称	住所地が東区	その他
評議員会出席	10,000 円 15,000	
業務・指導等	15,000 円	
(理事の報酬)	日額	
名 称	住所地が東区	その他

名 称	住所地が東区	その他
理事会出席	10,000 円	15,000 円
業務・指導等	15,000 円	

(監			

日額

名 称	住所地が東区	その他
理事会・評議員会出席	10,000 円	15,000 円
監事監査・業務・指導等	20,000 円	

## (委員の報酬)

日額

名 称	住所地が東区	その他
評議員選任・解任委員会出席	10,000 円	15,000 円
業務・指導等	15,000 円	

## 別表 2 出張旅費

日額

旅費	宿泊費	報酬	その他
実 費	法人本部手配	1 日 10,000 円	実 費

#### 附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。